

事 務 連 絡
令和2年12月22日

市内指定居宅サービス事業者
市内指定居宅介護支援事業者
市内指定介護予防支援事業者 各位

西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染症の影響により事業所を臨時休業する場合の対応について

平素は、本市の福祉行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。各事業所におかれては、感染防止の徹底と、介護サービスの提供にご尽力いただいておりますこと、心より感謝申し上げます。

現在、県内、本市においても新型コロナウイルスの感染が再び拡大しています。陽性者が事業所内で発生した場合等、やむを得ず事業所を臨時休業する場合の対応について、下記の事項にご留意ください。

記

1. 臨時休業を決定した場合の居宅サービス事業所における対応について
 - (1) 速やかに利用者又は利用者の家族に事情を説明し、臨時休業をする旨を伝えてください。
 - (2) 速やかに担当のケアマネジャーに事情を説明し、代替サービスの必要性を検討してください。
 - (3) 臨時休業する旨を市法人指導課に届出してください。なお、可能な限り市のホームページに臨時休業する事業所名などを掲載することに同意いただきますようお願いいたします。(*)

2. 臨時休業が決定された場合の居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所のケアマネジャーにおける対応について
 - (1) 居宅サービス事業者から臨時休業する旨の連絡を受けた際は、代替サービスの必要性を検討してください。
 - (2) 居宅サービス計画書に位置付けている全ての居宅サービス事業者に連絡し、臨時休業や代替サービスについて情報共有してください。

(裏面に続く)

(*) 西宮市ホームページより以下の方法でページをご覧になれます。

1. 該当ページに、以下のいずれかの方法でアクセスしてください。

(1) トップページ → 事業者向け情報 → 社会福祉法人・施設等関連情報 → 新型コロナウイルス感染症防止のための社会福祉施設等の対応について

(2) トップページ → 検索 → 「16881142」で検索 → 新型コロナウイルス感染症防止のための社会福祉施設等の対応について

2. 上記1のページの〔目次〕にある〔その他〕〔▼臨時休業の実施状況報告書について〕をクリックし、「介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所等における臨時休業の状況報告について」をご確認ください。

以上

【問い合わせ先】

西宮市 法人指導課

(届 出 関 係) 電話：0798-35-3152

(居 住 系 サ ー ビ ス) 電話：0798-35-3423

(通 所 ・ 訪 問 系 サ ー ビ ス) 電話：0798-35-3082